

## 埼葛斎場組合斎場の使用について

埼葛斎場組合斎場は、春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町の3市1町で組織する埼葛斎場組合が運営する施設です。施設の概要を次のとおりご案内申し上げます。

### 1. 施設内容

① 火 葬 棟	火葬炉（8）・告別室（4）・収骨室（3）・霊安室（1）
② 待 合 棟	待合室（8）・待合ロビー（2）
③ 葬 祭 棟	50人収容可能（祭壇設備あり）
④ 小動物炉	犬猫等の小動物専門炉
⑤ 駐 車 場	73台（車いす使用者用3台含む）・マイクロバス用11台

### 2. 使用時間等

- ① 使用時間 午前8時30分～午後5時
- ② 休 場 日 1月1日～3日
- ③ 使用料金 埼葛斎場組合斎場使用料一覧表のとおり
- ④ 火葬時間 午前9時, 10時, 11時, 12時, 午後1時, 2時, 3時

〈埼葛斎場組合斎場使用料一覧表〉

施設名	区分	単位	組合市町内居住者	組合市町外居住者
火葬炉	12歳以上	1体	10,000円	60,000円
	12歳未満	1体	5,000円	40,000円
	死産児	1胎	3,000円	30,000円
	改葬遺骨	1件	3,000円	30,000円
	四肢の一部	1件	3,000円	30,000円
霊安室		1昼夜	2,000円	4,000円
式 場	通夜に使用	1回	25,000円	50,000円
	告別式に使用	1回	25,000円	50,000円
	通夜から告別式まで使用（仮泊無）	1回	50,000円	100,000円
	通夜から告別式まで使用（仮泊有）	1回	60,000円	120,000円
待合室		1室	7,000円	13,000円

※組合市町内居住者とは、死亡時に春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町に住民票がある方をいいます。

## ◇式場のご案内（通夜・告別式ご使用のご案内）

### 1. 使用時間

通夜 午後3時～午後8時30分まで

告別式 午前8時30分～正午（12時）まで（延長不可）

### 2. 使用の制限

次のいずれかに該当すると認められるときは、施設の使用を許可しない場合があります。

- ① 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設等をき損するおそれがあると認められるとき。
- ③ 暴力団の利益になると認められるとき。
- ④ その他施設等の管理上支障があると認められるとき。

### 3. 使用の取り消し

次のいずれかに該当すると認められるときは、施設の使用を停止又は使用許可を取り消す場合があります。

- ① 第5条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。
- ② 第6条各号の規定に該当するに至ったとき。
- ③ 虚偽その他不正によって使用許可を受けたとき。
- ④ その他施設等の管理上支障があるとき。

### 4. 使用上の留意点

- ① 火葬時間は、午前9時～正午までに限ります。
- ② 祭壇は、原則として備え付けの祭壇をご使用ください。また、花祭壇でのご使用はできません。
- ③ 通夜終了後は、午後8時30分でお帰りいただきます。なお、2人以上5人を限度として仮泊もできます。（寝具類の用意はありません。また、午後8時30分以降のろうそく、線香等の使用はできません。）  
ただし、通夜又は告別式のみ使用の場合、仮泊はできません。
- ④ 花輪は、式場周囲に設置できません。
- ⑤ 生花、盛籠は、式場内に設置してください。
- ⑥ 飲食等の後始末は、使用者の責任でお願いします。特に空瓶、ごみ等は必ずお持ち帰りください。
- ⑦ 式場は、1月1日～3日は休場です。また、通夜については友引の前日と12月31日、告別式については「友引の日」が使用できません。

#### 火葬の際の留意事項

1. ご遺体を納棺される時、次の物品等は火葬炉の故障や火葬時間に支障をきたすので、絶対に入れないでください。
  - ① ガラス製品等（ビン類、鏡、食器類）
  - ② 書籍類
  - ③ 金属及びカーボン製品、陶磁器類等の不燃物
  - ④ ビニール、プラスチック、発泡スチロール及びゴム製品（おもちゃ、人形等）
  - ⑤ 可燃物であっても燃えにくい物（果物、布団、毛布、綿入れ衣類等）
  - ⑥ 危険物類（スプレー缶、ライター等爆発性のあるもの）※ご遺体にペースメーカーが入っている場合は、事前にお申し出ください。
2. 埋火葬許可証を忘れた場合は、火葬ができませんので必ずご持参ください。
3. 斎場へ到着後は「柩の蓋をあけての『最後のお別れ』」ができませんので、あらかじめご了承ください。

## ◇ペットの火葬に関するご案内

### 1. 受付時間

午前8時30分から午後3時まで（事前の予約は必要ありません。飼い主の方が直接ご搬送ください。午後3時以降のお預かりはできませんので、時間に余裕をもってお越しください。）。なお、友引の日及び年始（1月1日～3日まで）は、お休みです。

### 2. 受付場所

建物北側（裏側）で受付しています。

### 3. 梱包方法

必ず「段ボール箱」に入れ、蓋をテープ等で閉じてください。箱の大きさは、幅60cm、高さ50cm、奥行2m以内でお願いします。また、首輪等の燃えにくい物はすべてはずし、副葬品等に水物や金属類等の不燃物は入れないで下さい。

### 4. 受入制限

埼玉斎場組合斎場で火葬を行う動物は、ペットのみとし、道路上で死亡していた野良犬、野良猫等については、火葬をお受けいたしません。

また、ペットであっても法律で家畜と規定されている動物（馬、牛、豚、山羊、鶏等）についても火葬をお受けいたしません。

### 5. 火葬方法

火葬は次の2通りの方法です。ただし、どちらも火葬の立会、お骨あげはできません。

また、いずれの方法による火葬の場合でも、飼い主の方のご住所が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

①単独葬・・・1頭ずつ火葬し、後日、お骨をお持ち帰りいただく方法。ただし、飼い主の方のご住所が組合市町内の方に限ります。

※お骨は、翌日以降のお渡しとなります。お引渡し時には必ず「小動物火葬申込書（控）」又は領収書をお持ちください。なお、お持ち帰りになったお骨の後日の処理は、お受けできません。

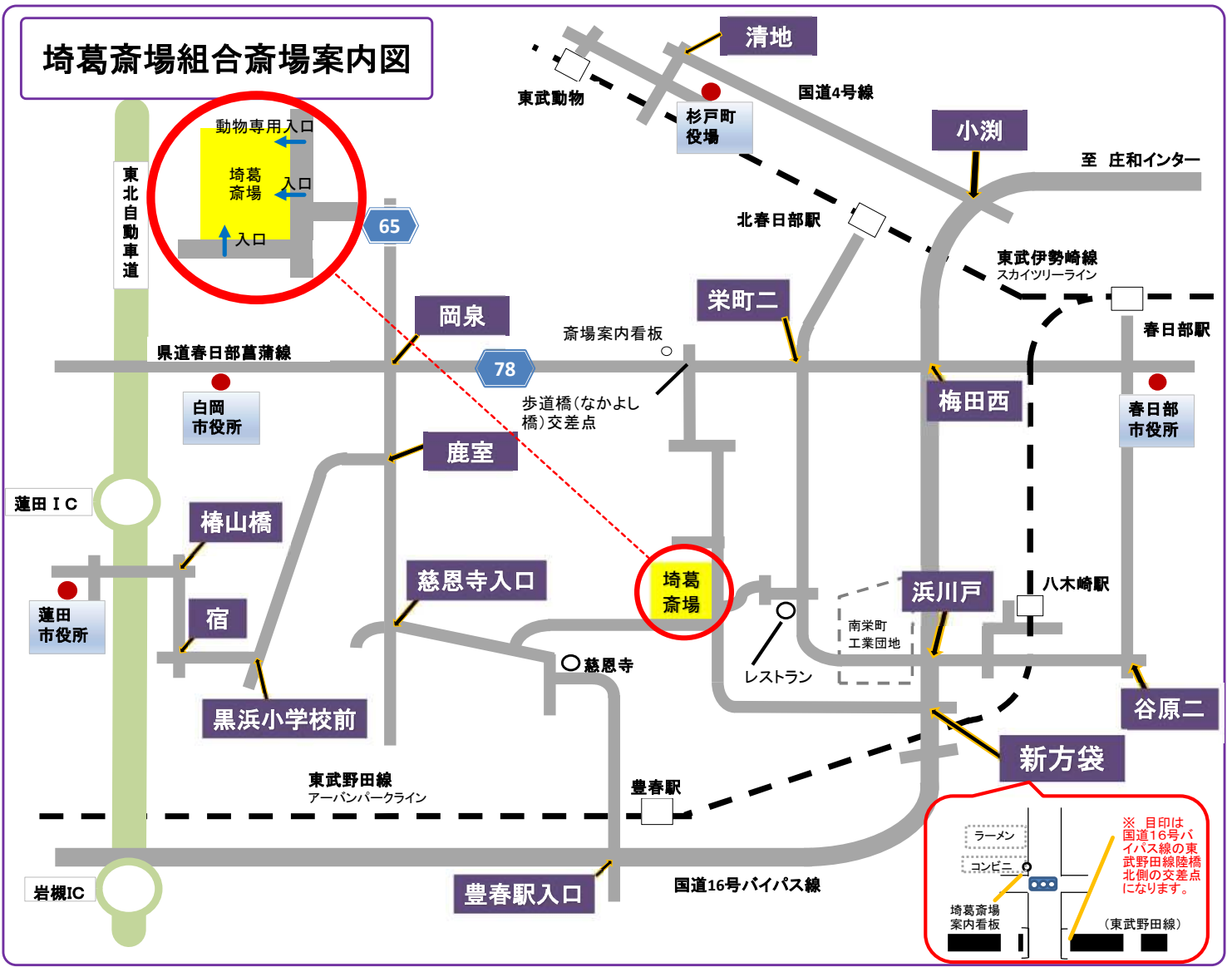
②合同葬・・・数頭を合同で火葬し、お骨の処理を斎場に任せる方法。

### 小動物火葬炉使用料

		区分	使用料
組合内	①単独葬	小（10kg未満）	10,000円
		中（10kg以上20kg未満）	14,000円
		大（20kg以上）	20,000円
	②合同葬	小（10kg未満）	5,000円
		中（10kg以上20kg未満）	7,000円
		大（20kg以上）	10,000円
組合外	②合同葬	小（10kg未満）	20,000円
		中（10kg以上20kg未満）	25,000円
		大（20kg以上）	30,000円

※重さの区分は、段ボール箱を含めた重量での計量となります。

# 埼葛斎場組合斎場案内図



## 車利用

主要地点	交差点	距離 (km)	
新方袋交差点	埼葛斎場組合斎場	1.2	
東北自動車道 岩槻ICから	新方袋交差点 左折 (国道16号バイパス線)	8	
千葉県野田方面 庄和インターから	新方袋交差点 右折 (国道16号バイパス線)	7	
蓮田・白岡方面から	岡泉交差点 から斎場まで	なかよし橋 右折	4.5
		栄町二 右折	5
	慈恩寺入口交差点 から斎場まで	2.7	

## 電車利用

路線名	利用駅	距離 (km)	備考
東武伊勢崎線 (スカイツリーライン)	北春日部駅 西口	2.2	タクシー 約10分(タクシー常駐無) 徒歩 約30分
	春日部駅 西口	3.5	タクシー 約20分(タクシー常駐) 徒歩 約50分
東武野田線 (アーバンパークライン)	八木崎駅	2.0	タクシー 約10分(タクシー常駐無) 徒歩 約24分
	豊春駅	1.8	タクシー 約15分(タクシー常駐少) 徒歩 約25分

## 埼葛斎場組合

斎場	〒344-0051 春日部市内牧1431番地 電話 048-752-3441 FAX 048-754-0022
事務局	〒344-0051 春日部市内牧1431番地 電話 048-752-1531 FAX 048-754-0022

## 組合構成市町

春日部市	〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話 048-736-1111
蓮田市	〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799番地1 電話 048-768-3111
白岡市	〒349-0292 白岡市千駄野432番地 電話 0480-92-1111
杉戸町	〒345-8502 杉戸町清地二丁目9番29号 電話 0480-33-1111